

公の施設の指定管理者制度の概要

1 制度の目的

多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。

2 制度の概要

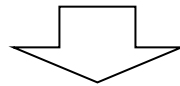
平成15年9月施行の改正地方自治法によって、これまで公の施設の管理運営について、これまでの「管理委託制度」が廃止され、地方公共団体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。

「指定管理者制度」とは、公共団体や公共的団体、地方公共団体の出資法人等に限られていた公の施設の管理運営を、株式会社など民間事業者等を含め、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度である。

(改正前)管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行する。

- 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2以上出資等）
- 公共団体（土地改良区等）
- 公共的団体（農業協同組合、生活協同組合、自治会等）



(改正後)指定管理者制度

出資法人や民間事業者など地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- 指定の手続、業務の具体的範囲、管理の基準等を定める条例を制定する。
- 個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定する。
- 指定管理者の指定に当たっては、複数の申請者の中から選定することが求められている。
- 指定管理者の指定は、行政処分（指定の取消しや不指定は不服申立て等の対象）である。
- 指定管理者は、施設の使用許可や取消しの権限を行使することが可能である。

3 指定管理者の指定の手続等に関して必要な事項

資料4 「京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」

4 公の施設の設置条例で整備する必要のある内容

(1) 管理の基準

指定管理者が従う管理の基準については、基本的な条件である、休館日、開館時間、利用制限の要件など、公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を条例で定めることとなっている（**資料5**「京都市環境保全活動センター条例」第4条、第7条）。

(2) 業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲については概ね次のとおりとし、施設の目的や様態の応じた内容を条例で定めることとなっている（**資料5**「京都市環境保全活動センター条例」第3条第2項）。